

新型コロナウイルス感染症に関する出席停止の考え方

(1) 感染した場合(新型コロナウイルス感染症)

- ① 治癒するまで出席(出校)停止。
- ② 出席(出校)停止の期間:感染が判明した日(ただし、判明前から欠席(欠勤)していたら最終登校(出校)日の翌日)から医師が登校を許可した日まで
- ③ 【インフルエンザを除く学校感染症用】の「罹患および登校(出校)許可証明書」を再登校(出校)の際に提出する。
- ④ 長期にわたる可能性あり。(2~4週間程度)
- ⑤ 感染者と校内の他者との接触があった場合、濃厚接触者の調査が必要(保健所と連携)

(2) 濃厚接触者と特定された場合(新型コロナウイルス感染症の疑い)

- ① 濃厚接触者も出席(出校)停止し、健康観察を行う。
- ② 「新型コロナウイルス感染症に関する欠席(欠勤)届」を再登校の際に提出する。
- ③ 出席(出校)停止の期間:濃厚接触者と特定された日から症状が出なければ、保健所から指示された日まで
- ④ 長期にわたる可能性あり。(2週間程度)
⇒感染が判明したら(1)へ

(3) 同居家族が濃厚接触者と特定された場合(新型コロナ感染症の疑い)

- ① 同居家族が濃厚接触者と特定された場合も出席(出校)停止し、健康観察を行う。
- ② 出席(出校)停止の期間:家族が濃厚接触者と特定された日から家族に症状が出なければ、家族が保健所から指示された日まで
⇒家族の感染が判明し、本人が濃厚接触者に特定されたら(2)へ。
- ③ 「新型コロナウイルス感染症に関する欠席(欠勤)届」を再登校の際に提出する。

(4) 発熱などのかぜ症状がみられる場合(新型コロナ感染症の疑い)

- ① 発熱(解熱剤服用も含む)・風邪症状・倦怠感など、感染症に類する症状がある方がいた場合は、欠席(欠勤)し自宅で休養する。出席(出校)停止の期間:
 - i) 症状の出た日から3日以内に快癒すれば、快癒した日の翌々日まで
 - ii) 帰国者・接触者相談センターへ相談した場合
 - ➡PCR検査を受けずに経過観察となった場合、快癒した日の翌々日まで
 - ➡PCR検査を受けた場合、陰性ならば受診医療機関の指示する日まで⇒感染が判明したら(1)へ

**帰国者・接触者相談センターへ相談する目安(参考)

息苦しさ(呼吸困難)、強い倦怠感、高熱などの強い症状のいずれかがある場合、重症化しやすい人で比較的軽い風邪症状がある場合、比較的軽い風邪症状が続く場合(4日以上続く場合は必ず)

- ② 「新型コロナウイルス感染症に関する欠席(欠勤)届」を再登校の際に提出する。

(5) 基礎疾患(呼吸器疾患・心疾患・糖尿病ど)の治療継続中であり主治医の指示により自宅待機する場合

- ① 期間は主治医の指示による。
- ② 「新型コロナウイルス感染症に関する欠席(欠勤)届」を再登校の際に提出する。

(2020.5.29 現在)